

本人確認書類取り扱い一覧

1 都道府県知事が申請者に提示又は提出を求めることのできる書類（いずれの書類も原本）

- ・ 本人確認のため提示を求める書類は、2のとおりとする。優先度次のとおりとする。
1点確認書類 ⇒ (イ) 1点 + (ロ) 1点の2点（ただし、知事が特に認めるものの組合せは不可）⇒ (イ) 2点
- ・ 本人確認書類は注記のある場合を除き、現に有効な書類の原本とする。
- ・ 本人確認書類の記載事項と申請書記載内容が一致することを確認する。

2 本人確認書類一覧

1点で良いもの (ア) (省令第5条第1項第1号及び別表第2)	2点必要なもの	
	(イ) (省令第5条第1項第2号)	(ロ) (施行規則第5条第1項第1第2号ロ)
・日本国旅券 (失効後、おおむね6か月以内のもので、氏名及び写真により本人確認ができるものであれば可) ・個人番号カード（マイナンバーカード） (平成27年外務省令第12号附則第2項(経過措置)により、 写真付き住民基本台帳カードは個人番号カードとみなす) ・運転免許証(我が国で発行された国際運転免許証、仮運転免許証を含む) ・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ・写真付き身体障害者手帳 (写真貼替え防止がなされているもの。カード式身体障害者手帳も可) ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明証 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 (猟銃の射撃教習を受ける資格の認定書で、都道府県公安委員会発行のもの) ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 (警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの) ・官公庁（独立行政法人一覧 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2_01.html)に掲げる独立行政法人）、所管府省別特殊法人一覧 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2_02.html)に掲げる特殊法人および 地方独立行政法人(公立大学法人を含む)がその職員に対して発行した、当該職員の写真の貼られた身分証明	・各種資格確認書 (国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度) 【注】資格確認書の提示を受ける場合、記号、番号などを書き写さないこと。 また、写しを取る場合には、マスキングすること。 ・介護保険証 ・国民年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・各種年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険） ・共済年金若しくは恩給等の証書 ・印鑑証明書及び実印（提出日の前6月以内に発行されたもの。要実印持参） ・都道府県知事が特に認めるもの（以下、例） (納税証明書、所得証明書、源泉徴収票、母子健康手帳、等） (いずれも公の機関が発行したもの)	・学生証（写真付きのもの） ・会社の身分証明書（写真付きのもの） ・公の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの） ・都道府県知事が特に認めるもの（以下、例） (失効旅券、帰国のための渡航書、療育手帳、身体障害者手帳 (写真がないものもしくは写真張り替え防止がなされていないもの)、精神障害者保健福祉手帳、等)

3 本人確認書類を省略できる場合

- ・ 一時帰国者が本人確認書類を提示できないとき、一時帰国を認定できる書類（居住国政府機関が発行した査証、滞在許可証等）の提示があるとき。
- ・ 学校教育法第1条に規定する学校に在学する者が、学校行事に参加する場合で学校長からの依頼文書の提出があるとき。（基礎編第4章参照）